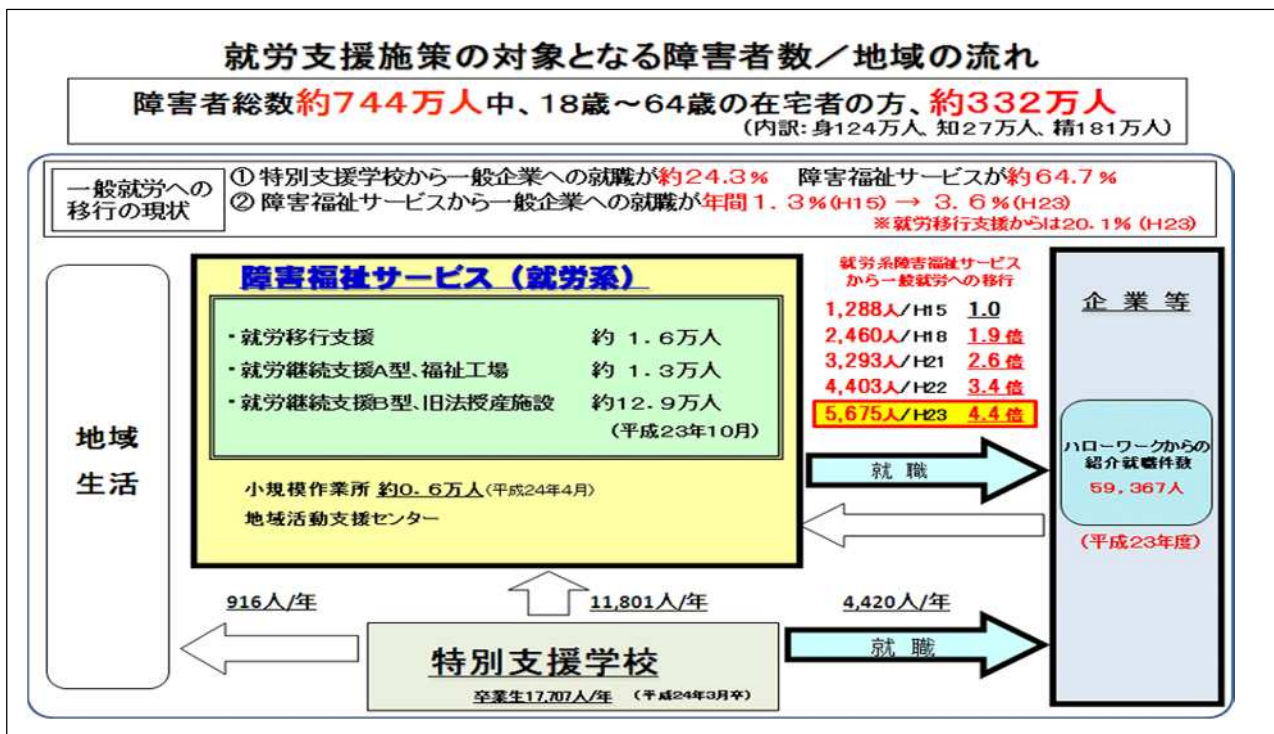


1 我が国の障害者雇用の状況(厚生労働省)

障害者総数は約744万人、このうち、雇用施策対象者(18歳~64歳の在宅者の方)、約332万人(身体障害者124万人、知的障害者27万人、精神障害者181万人(20歳~64歳))
特別支援学校から一般就労への就労が約24.3%となっている一方で、障害福祉サービスから一般企業への就職は、年間1%から3%にとどまっている。



2 障害者に対する就労支援(厚生労働省)

障害者の地域における就労支援施策の実施

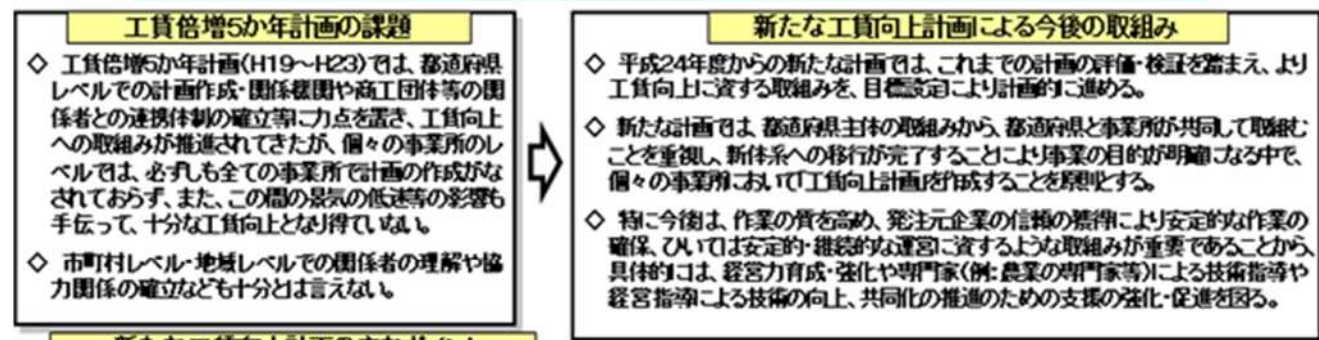
障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス

	就労移行支援事業	就労継続支援A型事業	就労継続支援B型事業
事業概要	就労を希望する65歳未満の障害者で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。 (利用期間:2年) ※市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。
対象者	① 企業等への就労を希望する者	① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用につかなかった者 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用につかなかった者 ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者	① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ② 就労移行支援事業を利用(暫定支給決定)における利用を含む結果、本事業の利用が適当と判断された者 ③ ①、②に該当しない者で、50歳に達している者、又は障害基礎年金1級受給者 ④ ①、②、③に該当しない者で、協議会等からの意見を徴すること等により、一般就労への移行等が困難と市町村が判断した者 (平成27年3月末までの経過措置)
報酬単価	742単位 ※利用定員が21人以上40人以下の場合	522単位 ※利用定員が21人以上40人以下の場合	522単位 ※利用定員が21人以上40人以下の場合

3 工賃向上(厚生労働省)

一般就労が困難である者には、就労継続支援B型事業所等での工賃水準を向上させることが重要であり、そのための取組として、各都道府県において工賃倍増5か年計画(平成19年度~平成23年度)に基づき実施されてきたが、平成24年度から平成26年度にわたり「工賃向上計画支援事業」を実施。

「工賃倍増5か年計画」と新たな「工賃向上計画」について



新たな工賃向上計画の主なポイント

- 【計画期間】 3か年(平成24~26年度)
【対象事業所】 就労継続支援B型事業所(都道府県の判断で生産活動を行う生活介護事業所を対象とすることも可)
- ① 工賃倍増5か年計画同様、都道府県、事業所において工賃向上計画を作成する。
これまでの計画では個々の事業所の計画作成は自主的な取組みとされていたが、新たな計画では、**特別な支援がなし限り個々の事業所における工賃向上計画を作成することとし、事業所責任者の意識向上、積極的な取組みを促すこととする。**
また、都道府県の計画では、官公衆による発注促進についても目標値を掲げて取り組むこととする。
 - ② 報告する工賃は、これまでの月額に加え時間額も対象とし、目標とする工賃については月額または時間額により算出する方法のどちらかを事業所が選択する。
 - ③ 工賃向上の目標値については、従来のような一律の目標値(倍増)を設定するのではなく、個々の事業所の実情を考慮しつつも一定以上の工賃向上(例えば時間額が最低賃金の1/4程度の場合に時給の1/3程度)を目指すことを前提に、**個々の事業所において設定(法人において意思決定)した目標値の積み上げを、全体の工賃向上の目標値とする。**
このため、24年度当初に工賃目標の設定状況等の調査をお願いすることになるので、ご協力をお願いしたい。
 - ④ 工賃の状況把握(報告)にあたっては、**計画当初(平成24年4月時点)に工賃向上計画を作成した事業所の状況比較を基本とし、平成24年4月以降に工賃向上計画を作成した事業所とそれぞれ別に状況比較することとする。**
 - ⑤ 地域で障害者を支える仕組みを構築することが重要であることから、**市町村においても工賃向上への事業所の取組みを積極的に支援していただくよう協力を依頼する。**
- ・市町村における取組みの例:市町村の広報誌や商工団体への協力依頼による企業からの仕事の発注促進、官公衆の発注促進 など

障害者の経済的自立に向けて、一般就労への取組に加え、非雇用の形態で働く障害者の工賃を引き上げる取組が重要。このため、「工賃倍増5か年計画」に基づき、官民一体となった取組を推進。
具体的には、各事業所において、民間企業等の技術、ノウハウ等を活用した以下のような取組を実施。

- ・経営コンサルタントや企業OBの受け入れによる経営改善、企業経営感覚(視点)の醸成
- ・専門家(例:農業の専門家)の技術指導による、技術の向上
- ・一般企業と協力して行う魅力的な商品開発、市場開拓等

複数の事業所が共同して受注、品質管理等を行う取組の推進、工賃引上げに積極的な事業所における好事例の紹介、事業者の経営意識の向上及び事業所職員の人材育成に資する研修・説明会の開催。
障害者就労施設等に受注等をあっせん又は仲介する等の業務を行う共同受注窓口の整備



1 平成28年障害者雇用状況の集計結果(厚生労働省)

厚生労働省による、民間企業や公的機関などにおける、平成28年の「障害者雇用状況」集計結果の公表状況。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合(法定雇用率、民間企業の場合は2.0%)以上の障害者を雇うことが義務付けられている。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものの。

【集計結果の主なポイント】

<民間企業>(法定雇用率2.0%)

雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。

- ・雇用障害者数は47万4,374.0人、対前年4.7%(21,240.5人)増加
- ・実雇用率1.92%、対前年比0.04ポイント上昇

法定雇用率達成企業の割合は48.8%(前年比1.6ポイント上昇)

<公的機関>(同2.3%、都道府県などの教育委員会は2.2%) ()は前年の値

雇用障害者数及び実雇用率のいずれも対前年で同程度又は上回る。

- ・国 : 雇用障害者数7,436.0人(7,371.5人)、実雇用率2.45%(2.45%)
- ・都道府県 : 雇用障害者数8,474.0人(8,344.0人)、実雇用率2.61%(2.58%)
- ・市町村 : 雇用障害者数2万6,139.5人(2万5,913.5人)、実雇用率2.43%

(2.41%)

- ・教育委員会 : 雇用障害者数1万4,448.5人(1万4,216.5人)、実雇用率2.18%

(2.15%)

<独立行政法人など>(同2.3%) ()は前年の値

雇用障害者数及び実雇用率のいずれも対前年で上回る。

- ・雇用障害者数9,927.0人(9,527.5人)、実雇用率2.36%(2.32%)

2 身体障害者手帳交付数(18歳以上)

総数	456,736(100%)
・視覚障害	36,793(8%)
・聴覚・言語障害	49,005(11%)
・内部障害	132,848(29%)
・肢体不自由	238,090(52%)

(単位:人)

知的障害者「愛の手帳」

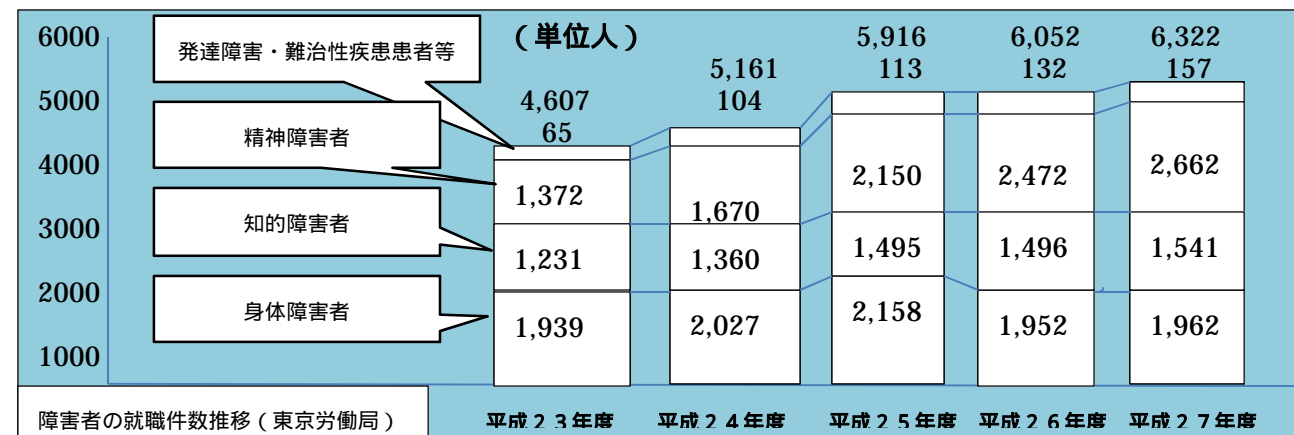
総数	67,119(100%)
・軽度	29,717(44%)
・中度	16,839(25%)
・最重度・重度	20,563(31%)

(単位:人)

「精神障害者保健福祉手帳」交付数

総数	93,935(100%)
・1級	5,805(6%)
・2級	47,293(50%)
・3級	40,837(44%)

(単位:人)



3 府中市の障害者就労支援の状況

地域生活・就労支援事業 み～な

障害のある方とご家族が、府中の街で、もっともっとくらしやすくなるようお手伝いします。

「み～な」は、みんなの「み」、未来の「み」、南町の「み」。みんなの力になれるといいな。という意味で、名付けました。キャラクターは支援の支の文字を象っています。名前とキャラクターは、市内の障害をもつ方やその仲間から募集し、選んでもらいました。名前のとおり、みんなの力になれるよう、一緒に考えていきます。

総合相談

- ・生活や仕事などについての悩みごと
- ・将来のこと、やってみたいこと不安などの相談
- ・制度やサービスのくみため、手続きのお手伝い
- ・障害基礎年金や手当などの申請のお手伝い
- ・サービス利用などのケアマネジメント
- ・障害程度区分認定調査(市より委託)

就労支援(登録制)

障害のある方の「働く」を支援します。

おおむね18歳以上の働いている方・働きたいと思っている方が対象です。
～詳しくは「就労支援のご案内」をご覧ください～

計画相談支援

障害福祉サービスを利用される方が、地域で安心して暮らしていけるよう、さまざまなサービスを活用するために作る計画です。

み～なでは、サービス等利用計画のお手伝いをおこない、またサービス事業者との連絡調整、一定期間ごとの見直し等を行うことによって、よりよいサービスを利用できるよう支援いたします。

ご利用の際は受給者証が必要となります。

緊急一時入所(登録制)

介護者の病気・冠婚葬祭・事故等で、家庭での生活が一時的に困難な場合、利用できます。

<府中市の独自事業です>

詳しくは「緊急一時入所のご案内」をごらんください。

定員：宿泊利用2人 日帰り利用2人

利用方法：登録制(登録窓口は市役所・府中市立心身障害者福祉センター)

介護人：要件に応じ、必要)な日数・時間。日帰り～6泊7日。

介護人：派遣ヘルパー

費用：食費や外出に伴う本人と介護人の交通費等の実費
総合支援法に準じた利用者負担

レスパイト(介護者の休養)利用の場合は、15歳から。
年間4日(宿泊を伴う場合は2泊)まで。

具体的な就労支援

相談

登録

- ・職業生活を継続するための支援(職場訪問などの定着支援)
 - ・就職に向けた支援(職業準備訓練機関等の活用支援、職場探しの支援、職場実習時の支援、面接時の支援)
 - ・就職時の支援(労働契約締結支援、職場内支援)
 - ・生活面の支援(生活相談、余暇支援、家族関係・人間関係の支援、将来設計・金銭管理・日常生活に関する支援)
 - ・離職に関する支援(調整・手続き等の支援、再就職相談)
- 支援内容によって、「東京都障害者職業センター」の職業評価・「ハローワーク」の求職登録等が必要になります。(職場あっせんはハローワークを利用するため)